

# 簡易専用水道 関係

## 水道法・施行令・施行規則抜粋

### ア. 定義

#### 法 第3条第7項（用語の定義）

この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

#### 令 第2条（簡易専用水道適用除外の基準）

法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道からの水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

### イ. 管理義務

#### 法 第34条の2第1項

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

#### 規則 第55条(管理基準)

法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

### ウ. 地方公共団体の機関等の検査を受ける義務

#### 法 第34条の2第2項

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

#### 規則 第56条(検査)

法第34条の2第2項の規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

## 工. 登録検査機関の応需義務等

### 法 第34条の3

前条第2項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

### 法第34条の4で準用する第20条の4第2項

登録は、簡易専用水道検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 3 登録を受けた者が、簡易専用水道の管理の検査を行う区域及び登録を受けた者が簡易専用水道の管理の検査を行う事業所の所在地

## オ. 行政権限

### 法 第36条第3項(改善の指示等)

都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

### 法 第37条(給水停止命令)

都道府県知事は簡易専用水道の設置者が、前条第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

### 法 第39条第3項(報告の徴収・立入検査)

都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から、簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして、簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

### 法 第50条の2第2項(国の設置する簡易専用水道に対する特例)

国の設置する簡易専用水道については、第36条第3項、第37条及び第39条第3項に定める都道府県知事（第48条の2第1項の規定により読み替えられる場合にあっては、市長又は特別区の区長）の権限に属する事務は、厚生労働大臣が行う。

## カ. 罰 則

### 法 第54条

次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

1～7 (略)

8 第34条の2第2項の規定に違反した者

### 法 第55条

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1・2 (略)

3 第39条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は、当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

## キ. 市に関する読替え

### 法 第48条の2

市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項の規定により読み替えて準用される第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。